

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野市長は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

中野市長

公表日

令和7年7月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法に基づき、保育所等の入園に関する支給認定、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務を行うものである。 子ども子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①支給認定申請(サービス検索・電子申請機能による申請を含む)の受理、審査、認定証の交付 ②入園申込書(サービス検索・電子申請機能による申込を含む)の受理、入所選考基準に基づき、施設別、指数順で入所の利用調整 ③利用者から徴収する負担額の決定、徴収管理 ④事業所からの請求に対して、審査、支払処理
③システムの名称	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表127の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表155項及び第157条 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野市子ども部保育課 長野県中野市三好町一丁目3番19号 0269-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野市子ども部保育課 長野県中野市三好町一丁目3番19号 0269-22-2111

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、当該事務の申請の際には、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、また住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「中野市特定個人情報の取扱いに関する規程」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保育課長 宮澤 洋子	保育課長 佐野 武雄	事後	
平成29年10月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請	事前	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保育課長 佐野 武雄	保育課長 戸田 修三	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策		IVリスク対策全文	事前	
令和2年3月31日	Iー3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の94の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和2年3月31日	Iー5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育課長 戸田修三	保育課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更に該当しない。
令和2年3月31日	IIー1. 対象人数 係数の判断時点	平成30年10月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和4年3月31日	IIー2. 取扱者数 係数の判断時点	平成30年10月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和4年12月22日	Iー1. ②事務の概要	①支給認定申請の受理、審査、認定証の交付	①支給認定申請(サービス検索・電子申請機能による申請を含む)の受理、審査、認定証の交付	事後	
令和4年12月22日	Iー1. ②事務の概要	②入園申込書の受理、入所選考基準に基づき、施設別、指数順で入所の利用調整	②入園申込書(サービス検索・電子申請機能による申込を含む)の受理、入所選考基準に基づき、施設別、指数順で入所の利用調整	事後	
令和5年1月12日	Iー1. ③システムの名称	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年4月11日	Iー1. ③システムの名称	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー、ながの電子申請、サービス検索・電子申請機能	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	Iー3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表127の項	事後	
令和7年4月11日	Iー4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(116の項)	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表127の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表155項及び第157条 【情報提供】 なし	事後	
令和7年4月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	[○]提供・移転しない	事後	
令和7年4月11日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年4月11日	IV-8. 人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年4月11日	IV-8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、当該事務の申請の際には、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、また住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年4月11日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月11日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年4月11日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		「中野市特定個人情報の取扱いに関する規程」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。	事後	